

いちほら推し活制度団体募集要領

1 概要

この制度は、「市原市をもっと良くしたい」という想いで活動する市民活動団体と市民をつなぎ、市民活動の活性化と、ひとの活躍を目的に実施するスマートフォン等を活用したポイント制度です。

利用者は、市民活動団体の公益的な活動や市のイベントへの参加、協力店への来店などでポイントを貯めることができます。貯めたポイントは、応援したい団体へ寄付できるほか、市の魅力商品や協力店でのサービスと交換できます。

みんなの「ちょっと」した想いや行動の積み重ねで団体を応援し、地域の課題解決やまちの変化につなげていき、市原ファンで溢れるまちを目指します。

2 制度に参加する団体のメリット

- (1) 団体の活動情報を市ウェブサイトで発信できます。
- (2) 市 SNS 等で情報発信することで、団体の活動を「知る、見る、体験する」機会が増え、イベント等への参加者や協力者が増えることが期待できます。
- (3) 応援したい団体として利用者からの寄付ポイントが集まると、年間 30 万ポイント（1 ポイント 1 円）を上限として、クオカードと交換できます。

3 団体の応募要件

- (1) 活動への参加者にポイントを付与することができる団体の要件

以下の全ての要件を満たす団体とします。

- ① 市内に事務所を置き、公益的な活動を行なっている 2 人以上の構成員を有し、規約などの運営上の規律が確立された団体であること
- ② メールアドレスがあること
- ③ 以下のいずれにも該当しないこと
 - ア 個人的な活動や趣味的なサークルなどの団体
 - イ 政治活動や宗教活動を主たる目的とする団体
 - ウ 反社会勢力と関係のある団体

- (2) 参加者にポイントを付与することができる活動

- ① コア活動（団体が主催する公益的な活動）

不特定多数の市民の利益につながる活動 または 広く市民が参加できる活動
例) 市民活動団体による里山保全活動、清掃活動など
町会・自治会活動のうち自主的・自発的な活動

(3) 活動申請及び活動報告

- ① 登録団体は、指定の電子フォームから活動情報を入力し、活動予定日の1週間前までに事務局へ活動を申請します。
- ② 登録団体は、前項で活動登録をした行事を開催するときは、活動の日に、市から付与された二次元コードをスマートフォン等の画面か、印刷するなどして利用者に提示しなければなりません。
- ③ 登録団体は、申請した事業が終了した後、指定の電子フォーム上から、活動の写真等を添えて報告します。
- ④ 提出いただいた活動申請や活動報告については、市ウェブサイト上などに掲載する場合があります。

(4) ID 及びパスワードの管理

登録団体は、ID 及びパスワードを第三者に使用させたり、第三者が使用できる状態にしてはならず、不正使用を防止するために厳重に管理しなければなりません。ログイン後になされた利用は、登録団体によりなされたものとみなし、登録団体は、当該利用にかかる一切の責務及び責任を負担するものとします。

(5) 二次元コードの管理

- ① 市から二次元コードが付与された団体は、当該二次元コードを第三者に使用させたり、第三者が使用できる状態にしてはならず、不正使用を防止するために厳重に管理しなければなりません。
- ② 市から二次元コードが付与された団体の故意または過失によって、二次元コードの不適切利用や不正利用が判明した場合、当該団体は、速やかに市に報告する義務を負うとともに、市又は市が指定する団体その他第三者に生じさせた損害に相当する金額を補償するものとします。

4 寄付団体の応募要件

- (1) 利用者が貯めたポイントを寄付として受けることができる団体の要件

以下の全ての要件を満たす団体とします。

- ① 市内に事務所を置き、公益的な活動を行なっている 2 人以上の構成員を有し、規約などの運営上の規律が確立された非営利団体であること
- ② メールアドレスがあること
- ③ いちはら市民活動団体登録実施要領に定める登録団体であること
- ④ 規約や会則があること
- ⑤ 団体名義の口座があること
- ⑥ 活動報告書を提出し公開に同意すること
- ⑦ 以下のいずれにも該当しないこと

ア 個人的な活動や趣味的なサークルなどの団体

イ 政治活動や宗教活動を主たる目的とする団体

ウ 反社会勢力と関係のある団体

エ 株式会社等の営利団体

※非営利団体とは

ボランティア活動をはじめとする市民の社会貢献活動など、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与する活動を実施する団体とし、特定非営利活動法人（NPO 法人）や一般財団法人、一般社団法人（一般財団法人、一般社団法人は税法上、非営利性が担保されている法人）等も含む。

5 申請方法

いはら推し活制度 団体登録・寄付団体登録 申請書を、メール、郵送または持参により、以下の宛先に提出してください。

【宛先】〒290-8501 市原市国分寺台中央 1 丁目 1 番地 1 市役所第 2 庁舎 4 階
イチ推し事務局（市原市役所 市民生活部 地域連携推進室）
電 話：0436-23-9851 メール：ichioshi@city.ichihara.lg.jp

6 登録団体、及び寄付団体の決定

(1) 登録団体

申請が承認された後、申請書に記載されたメールアドレスに、活動申請等を行うために必要な仮登録の案内が送られます。案内に従い、パスワードを設定してください。

(2) 寄付団体

寄付団体として決定すると、市ウェブサイトに掲載され、利用者から寄付を受け付けます。

7 登録団体、及び寄付団体の変更及び抹消

イチ推し事務局（市原市役所 市民生活部 地域連携推進室）へ所定の手続きを行うことで、団体登録情報の変更や抹消を行うことができます。

8 寄付ポイントの交換

(1) 交換の手続き

いはら推し活制度 寄付ポイント交換 申請書を以下の宛先に提出してください。利用者から寄付されたポイントについては、1 ポイント 1 円相当として、当該年度 2 月末までに集まった分をクオカードに交換し、窓口または郵送で交付します。

【宛先】〒290-8501 市原市国分寺台中央 1 丁目 1 番地 1 市役所第 2 庁舎 4 階
イチ推し事務局（市原市役所 市民生活部 地域連携推進室）
電 話：0436-23-9851 メール：ichioshi@city.ichihara.lg.jp

(2) 交換時期

原則、3 月とします。ただし、寄付を受けた団体の必要に応じて、8 月または 12 月にも前項の申請をすることができます。

(3) 交換単位

寄付ポイントからクオカードへの交換単位は、1,000 ポイント単位とし、端数は翌年への繰り越しとします。

(4) 交換上限

年間 30 万ポイントを上限とし、上限を超えた場合は、寄付の受付を終了します。

(5) 寄付状況

寄付の状況については、市ウェブサイト上など適切な方法により公表します。

9 準用

「いはら推し活制度利用規約」第 3 条、第 4 条及び第 7 条ないし第 15 条の規定は、いはら推し活制度（イチ推し）に参加する団体に準用されるものとします。